

次期大阪市障がい者支援計画・大阪市障がい福祉計画の策定について

計画期間：平成27年度～29年度

現「障がい者支援計画(平成24年度から平成29年度)」

【障がい者施策の基本的な考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本方針

- (1) 個人として尊重する
- (2) 社会参加の機会を確保する
- (3) 地域での自立生活を推進する

【計画推進にあたっての基本的な方策】

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージにそった支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

- 第1章 共に支えあって暮らすために
啓発・広報の推進 人権教育・福祉教育の充実
コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮
地域での交流の推進
- 第2章 地域での暮らしを支えるために
サービス利用の支援 相談、情報提供体制の強化
虐待防止のための取り組み サービス等の充実
障がいのある子どもへの支援の充実 スポーツ・文化
- 第2章の2 地域生活への移行
入所施設利用者の地域移行
地域移行支援の推進 地域定着支援の推進
施設入所への対応
入院中の精神障がいのある人の地域移行
地域活動支援センター等との連携 精神科病院との連携
家族及び地域住民への理解のための啓発
- 第3章 地域で学び・働くために
就学前教育の充実 義務教育段階における教育の充実
生涯学習や相談・支援の充実
就業の促進 就業支援のための施策の展開
- 第4章 住みよい環境づくりのために
生活環境の整備 移動手段の整備
暮らしの場の確保 防災・防犯対策
- 第5章 地域で安心して暮らすために
総合的な保健、医療施設の充実
地域におけるリハビリテーション・医療の充実
療育支援体制の整備
精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
難病患者への支援

【国の動向】

障害者総合支援法

- ・障がい者の範囲に難病等を追加
- ・障がい支援区分の創設
- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・ケアホーム、グループホームの一元化
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・地域生活支援事業の追加

障害者虐待防止法

- ・虐待を防止することによる障がい者の自立・社会参加の促進

障害者優先調達推進法

- ・障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立促進
- ・毎年度の調達方針の策定

障害者雇用促進法

- ・法定雇用率の算定基礎の見直し

障害者差別解消法

- ・差別的取り扱いの禁止
- ・合理的配慮の不提供の禁止
- ・具体的取組を示す対応要領の策定

障害者基本計画(平成25年度～29年度)

- ・障がい者施策の基本原則等の見直し
- ・計画年の見直し(10年から5年に)
- ・施策分野の新設
(安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮。)
- ・既存分野の充実、見直し
- ・成果目標の設定

第4期障害福祉計画に係る基本指針

- 1 PDCAサイクルの導入
- 2 福祉施設からの地域移行(継続)
精神科病院からの地域移行(成果目標の変更)
地域生活支援拠点の整備(新規)
福祉施設からの一般就労(整理・拡充)
- 3 障がい児支援体制の整備(新規)
計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

次期計画における課題と取り組み

【1】条約・法改正について

- ・障害者権利条約の締結
- ・障害者総合支援法の施行
- ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針
- ・障害者差別解消法の成立
- ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率算定基礎見直し

【2】国の指針、通知その他この間の動向について

- ・次期障がい福祉計画の基本指針
- ・良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針案
- ・発達障がい(児)者への支援施策の推進について
- ・障がい児に対する支援に係る教育機関との連携について
- ・計画相談支援の取り組みについて
- ・今後の障がい児支援のあり方に関する検討の進め方について

上記【1】、【2】や、大阪市障がい者等基礎調査(平成26年1月実施)の結果等を踏まえて、学識経験者や障がい当事者等による「大阪市障がい者施策推進協議会」において審議を行い、平成26年度中に策定

次期計画策定スケジュール(予定)

- ・平成26年4～9月頃 ワーキング会議(計画素案の検討)
- ・平成26年8～9月頃 障がい者施策推進協議会(計画素案の策定)
- ・平成26年11～12月 パブリック・コメント実施
- ・平成27年2～3月 障がい者施策推進協議会(計画最終案の検討)
- ・平成27年3月 次期障がい者支援計画・障がい福祉計画策定

現「障がい福祉計画(平成24年度から平成26年度)」

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護) | 月あたり利用者数 | 10,013人 | 11,305人 | 12,540人 |
| | 月あたり利用時間 | 425,436時間 | 473,987時間 | 521,902時間 |
| 通所系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続) | 月あたり利用者数 | 8,452人 | 11,305人 | 8,949人 |
| | 月あたり利用日数 | 132,735日 | 136,464日 | 140,179日 |
| 居住系サービス | グループホーム・ケアホーム | 1,829人 | 1,994人 | 2,174人 |
| | 施設入所支援 | 1,507人 | 1,479人 | 1,451人 |

- 1 入所施設利用者の地域移行
平成26年度末までに798人を地域生活に移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行
平成26年度末までに社会的入院者数を852人に削減する
- 3 福祉施設からの一般就労
平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を340人とする

【障がいのある方をとりまく現状】

